

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (共同利用設備の利用料の額) 第8条の3 国立大学法人東京農工大学物品管理規程第16条の2に定める物品の利用料の額については、国立大学法人東京農工大学共同利用設備利用料取扱細則で定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(50周年記念ホール使用料の額) 第9条 東京農工大学50周年記念ホールの使用料の額については、別に定める。</p>	<p>本則 (共同利用設備の利用料の額) 第8条の3 国立大学法人東京農工大学物品管理規程第16条の2に定める物品の利用料の額については、国立大学法人東京農工大学共同利用設備利用料取扱細則で定めるものとする。</p> <p><u>(戦略的受託測定サービス事業における測定料)</u> <u>第8条の4 戦略的受託測定サービス事業における測定料(依頼者自身による測定機器利用を含む。)については、別に定める。</u></p> <p>(50周年記念ホール使用料の額) 第9条 東京農工大学50周年記念ホールの使用料の額については、別に定める。</p>	<p>ディープテック産業開発機構の測定サービス事業における測定料を規定するための改正</p>

附 則 (令和4年11月21日規程第58号)

この規程は、令和4年11月21日から施行する。